

議案第 61 号

箱根町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 8 月 29 日提出

箱根町議会議員	山田	成宣
〃	川端	祥介
〃	勝俣	剛一

(提案理由)

議会の活性化を図り、もって町政の進展と町民の福祉向上に寄与する目的で制定された本条例について、さらなる町民の負託に的確に応えられる議会を実現しその目的を果たすため、本条例案を提出するものである。

箱根町議会基本条例の一部を改正する条例

箱根町議会基本条例（平成 25 年箱根町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項を次のように改める。

- 5 議会は、議会で行われた議案等の審議過程及び結果について町民に報告するため、議会報告会を開催する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（請願及び陳情）

- 第 5 条の 2 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、意見陳述を行う場を設けることができる。

- 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。

第 6 条第 3 項中「趣旨を確認するための発言をする」を「答弁に必要な範囲内で反問する」に改める。

第 9 条第 1 号中「総合計画」を「総合計画に係る基本構想及び基本計画」に改める。

第 16 条を次のように改める。

（議会広報広聴の充実）

- 第 16 条 議会は、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報広聴委員会を設置し、議会の広報広聴活動に努めるものとする。

- 2 広報広聴委員会に関しては、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。